

## 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

### [1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

#### 《現況》

- ・本市の交通の状況は、自動車保有台数の増加に伴い、自動車利用が増大しており、鉄道やバスなどの公共交通機関の利用は減少している。
- ・路線バスは、1社が営業しており、市全域に路線を展開し、ほとんどが郊外と中心市街地を結んでいるが、路線によっては便数が少なく不便な状況となっている。
- ・市では、赤字による路線廃止からバス空白地帯となった郊外地域に対し、中心市街地とを結ぶコミュニティバス等の行政関与バスを運行しているが、運行日や便数は限られている。
- ・中心市街地は、回遊性の向上のため、山形商工会議所が中心街循環バスを運行している。
- ・鉄道は、JR東日本1社で、奥羽本線、仙山線、左沢線を運行しており、中心市街地内には、JR山形駅が立地するが、乗車人員は減少傾向にある。

#### 《山形市地域公共交通総合連携計画での位置づけ》

本市は、持続可能なまちづくりに向けて、既存の社会基盤を活用しながら、中心市街地と郊外・集落との連携を強化し、それぞれの魅力の相乗効果を図ったコンパクトシティの形成を課題としており、「山形市地域公共交通総合連携計画」では次の目標を定め公共交通機関の利便性の向上を推進していく。

- ・市民、来訪者の方が迷わず手軽に安心してバスを利用出来ることで、中心市街地内の回遊性・移動性を高め、活力ある中心市街地の形成を目指す。
- ・日常生活の利便性を向上させるため幹線的バスを育成し、中心市街地とのアクセス円滑化を図り、暮らしに欠かせない公共交通網の形成を目指す。
- ・通院や買い物等暮らしに不可欠な生活交通手段を確保することにより、安心して暮らせる地域づくりを支える。

#### 《公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性》

高齢社会の進展に対応し、高齢者を含めた誰もが気軽に中心市街地へ訪れることができるように、市街地における公共交通の空白地帯の解消が求められており、中心街循環バスの運行を継続するとともに、バス空白地域と中心市街地とを結ぶバスの運行事業を継続する。

#### 《フォローアップの考え方》

基本計画に位置づけた事業の進捗状況を毎年度確認し、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていく。

### [2] 具体的事業の内容

#### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 中心街循環バス運行事業</p> <p>内容 中心市街地の回遊性を向上するために100円循環バスを運行する事業</p> <p>実施時期 H14年度～H29年度</p>	<p>山形商工会議所</p>	<p>車社会の進展と郊外への大型小売店の出店等に伴い、消費者の消費行動が変化してきているが、中心市街地における来街者の利便性を確保し、回遊性を図るとともに、交通混雑の緩和を目指し、平成11年度に国の駐車場対策モデル事業として、山形商工会議所が主体となって国・県・市の補助を受けながら、市街地循環バスの運行を始めた。平成14年度以降は、採算化を目指し、市の単独補助により運行を継続している。</p> <p>バスの運行により、居住者、公共交通機関を利用した来街者や高齢者等の交通弱者等の利便性の確保と、中心街共通駐車サービス事業を利用した車での来街者の回遊性の向上に役立っており、消費者の利便性を確保し、来街しやすい環境を整えることで、「賑わい拠点の創出」及び「街なか観光交流人口の増加」に寄与することから中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期 H26年度～ H29年度</p>	



《中心街循環バス》

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業  
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業  
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 公共交通利用促進事業</p> <p>内容 公共交通の利用促進を図るための施策を協議する</p> <p>実施期間 H19年～</p>	山形市、公共交通事業者ほか	<p>高齢社会の進展への対応及び中心市街地と郊外との連携強化を図るためには、利便性の高い公共交通の形成が必要である。</p> <p>公共交通事業者、運輸支局、学識経験者、市からなる公共交通利用促進調整会議（現在は道路管理者、警察を加え山形市公共交通活性化協議会に再編）を立上げ、公共交通の利用促進を図るための施策を協議し、実行していくことにより、郊外からのアクセスの向上と、交流人口の増加につながるものであり、「賑わい拠点の創出」及び「街なか観光交流人口の増加」に寄与するものであることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名 コミュニティバス西部循環線運行事業</p> <p>内容 市街地西部地域と中心市街地とを結ぶバ</p>	山形市、山形商工会議所、公共交通事業者	<p>市街地の中でも交通不便地域となっている市街地西部地域と、中心市街地とを結ぶバス路線を整備して、運行区域内の住民の中心市街地へのアクセス、生活交通の確保を図るとともに、平成 29 年 7 月か</p>		

<p>スの運行事業</p> <p>実施時期 H23年度～</p>		<p>らは、中心街循環バス運行事業の役割を引き継ぎ、中心市街地における来街者の利便性を確保し、回遊性の向上を図るものであり、「賑わい拠点の創出」及び「街なか観光交流人口の増加」に寄与するものであることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名 コミュニティバス東部循環線運行事業</p> <p>内容 市街地東部地域と中心市街地とを結ぶバスの運行事業</p> <p>実施時期 H29年度～</p>	<p>山形市、山形商工会議所、公共交通事業者</p>	<p>市街地の中でも交通不便地域となっている市街地東部地域と、中心市街地とを結ぶバス路線を整備して、運行区域内の住民の中心市街地へのアクセス、生活交通の確保を図るとともに、中心街循環バス運行事業の役割を引き継ぎ、中心市街地における来街者の利便性を確保し、回遊性の向上を図るものであり、「賑わい拠点の創出」及び「街なか観光交流人口の増加」に寄与するものであることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名 コミュニティバス等運行事業</p> <p>内容 バス空白地域と中心市街地とを結ぶバスの運行事業</p> <p>・高瀬地区～楯山地区～市役所～山形駅</p> <p>実施時期 H15年度～</p>	<p>山形市</p>	<p>バスは身近な公共交通機関として生活者にとっては必要不可欠なものとなっている。</p> <p>バス空白地域と中心市街地を結ぶバスを運行し、中心市街地に来街しやすい環境を整えることによって、郊外からのアクセスの向上と、交流人口の増加につながるものであり、「賑わい拠点の創出」及び「街なか観光交流人口の増加」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。</p>		

<p>事業名 コールセンター立地 促進事業</p> <p>内容 コールセンターの立地を促進するため、立地企業を支援する事業</p> <p>実施時期 H17年度～R1年度</p>	<p>山形市</p>	<p>本市では、産業の振興と雇用機会の拡大を図るため、企業誘致を進めており、その一環としてコールセンターの立地に助成している。</p> <p>従業員の確保などの点から、都心への立地が多いコールセンターの立地を促進することにより、就業人口の増大を図り、街の賑わいの創出を図るもので、「賑わい拠点の創出」及び「街なか観光交流人口の増加」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置の内容 市補助</p>	
<p>事業名 山形市オフィス立地 促進事業</p> <p>内容 誘致した企業がオフィスを新設した場合、賃料や設備投資等を支援する事業</p> <p>実施時期 R1 年度～</p>	<p>山形市</p>	<p>本市では、産業の振興及び雇用機会の増大等を図るため、企業誘致を進めている。誘致企業が市内にオフィス（事務所等）を新設した場合、賃料や設備投資等について、助成金を交付する。</p> <p>特に、中心市街地エリアに立地した場合、助成期間を延長することとし、中心市街地の就業人口の増大を図りながら、街の賑わいの創出を図るものであるため、中心市街地の活性化に必要である。</p>		